官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（財務一五八）　一

## 告示

**○財務省告示第百五十八号**

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十八年五月十三日から平成二十九年三月三十一日までの間に支出された寄附金について適用する。

平成二十八年五月十三日

財務大臣　麻生　太郎

社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が平成二十八年熊本地震による災害の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金の全額